

医療費通知書に関するよくある問合せ一覧

令和6年2月

問合せ内容	回答
医療費通知書とは何ですか。	組合員及び被扶養者の方の医療機関への受診状況を記載したものです。通常、毎年8月に前年12月～当年5月の受診分を、毎年2月に前年6月～11月の受診分をそれぞれ通知しています。医療費控除の申告手続で医療費の明細書として使用することができます。
本人と被扶養者の分は、それぞれ別々に発行することはできないのですか。	システムの仕様上、対応していません。御了承願います。
「法定給付額」とは何ですか。	医療費総額のうち、当共済組合が負担し、医療機関へ支払った金額です。組合員に直接支払われるものではありません。
「公費負担額」とは何ですか。	医療費総額から法定給付額を引いた残りの金額のうち、国、県、市区町村が公費医療制度により負担した金額です。
「支給額」に表示されている金額は、いつ支払われますか。	「支給額」に表示されている金額は、既に支払われたものです。
医療機関から発行された領収書と、医療費通知書に記載されている窓口負担額とが違っているのは、なぜですか。	次のことが考えられます。 ・医療機関において窓口負担額の10円未満を端数処理している場合 ・当共済組合へ請求が届く前に、審査機関で保険診療分の医療費が減額された場合 等
昨年12月分の医療費が記載されていません。確定申告をするにはどうすればいいのですか。	今回発行した医療費通知書は、昨年6月から11月までに受診した分が記載されています。昨年12月分の医療費については、医療機関から発行された領収書により確定申告をしてください。
昨年11月に〇〇医療機関を受診しました。通知対象年月にもかかわらず医療費通知書に記載されていません。なぜですか。	当共済組合へその月分の請求が届いていないことによります。医療費通知書に記載のないものについては、医療機関から発行された領収書により申告をしていただくこととなります。
確定申告に使用する場合、どの欄を見ればいいのですか。	表の右側「確定申告用自己負担額」の欄に記載されている金額を御確認ください。 なお、確定申告及び医療費控除の申告手続については、税務署にお問い合わせください。
電子データによる医療費通知書の発行に対応していますか。	現状では電子データによる医療費通知書の発行には対応していません。
印字不良で金額が確認できません。	印字不良の場合は、お取替えます。当共済組合へお送りください。
宛名の下に記載されている部署名が、勤務している部署名と異なります。	部署名については所属所からの届出に基づき記載していますので、お勤め先の共済事務担当課にお問い合わせください。

【注意】医療費通知書は再発行できません。大切に保管してください。

新潟県市町村職員共済組合